

第七回 参議院農林委員會會議錄第十号

昭和二十五年三月三日(金曜日)

本日の會議に付した事件

○理事の補欠選任の件

○農災災害補償法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○農災災害補償法第十二條第三項の規定の適用を除外する法律の一部を改正する法律案(内閣送付)

午後二時五十一分開会

○委員長(楠見義男君) それでは只今から委員會を開会いたします。最初に御諮りをいたしますが、本委員會の理事の柴田さんから都合によつて理事の辞任方の申出でございました。つきましてはその補欠の理事の選任をいたしましたのでありますが、先例に従ひまして、委員長から指名することにいたしましたと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(楠見義男君) 御異議ないようでありますから、柴田さんの後任の理事として池田宇右衛門さんを指名いたします。池田さんどうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

○池田宇右衛門君 柴田さんの御辞任でそれじや引受けることにします。

○委員長(楠見義男君) それでは昨日に引續いて農災災害補償法の一部を改正する法律案及び農災災害補償法第十二條第三項の規定の適用を除外する法律の一部を改正する法律案を議題にいたしまして、御質疑をお願いいたします。

第九部 農林委員會會議錄第十号

昭和二十五年三月三日【参議院】

尙質疑をする前に配付されました参考資料について、例えば今までの共済金額と掛金等その他の関係、国庫支出の関係等について、若し御説明するところがありますれば、御説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(藤田巖君) 今回御審議を頂きたいと思ひます農災災害補償法の一部を改正する法律案であります。これは一つは共済事故として、農作物共済に虫害と鳥獣害を加える。それから又蚕繭共済に蚕兒の風水害、地震、噴火、虫害及び桑葉の病虫害を加える。こういう点が主な改正でございまして、これに関連いたしまして、共済掛金率がどうなつておるか、尙又この農家負担がどういふふうになつて行くかというところを、御審議の参考までに申上げて置きたいと思ひます。

大體御存知でございまして、この共済掛金につきましては、国の負担区分と農家の負担区分とが、大體半分半分になつておるわけでありまして、それで今回の虫害及び鳥獣害を加えます結果、農家の負担区分がどういふことになるかということでありまして、御配付をいたしております農災災害補償法の一部改正する法律案概要というものがございまして、その中の参考の四というところをお聞き頂きたいと思ひます。十七頁でございまして、それと別途又農災災害補償法第十二條第三項の規定の適用を除外する法律の一部を改正する法律案の概要、これの十四頁、これを併せて御参酌頂きたいと思ひます。

が、この農災災害補償法第十二條第三項の規定の適用を除外する法律の一部を改正する法律案の概要、その方の参考の四で、農作物共済掛金の農家と国庫の負担区分(二十五年度予算)と書いてございまして、共済掛金が水稻にいたしまして四十八億三千三百七十二万六千円でございまして、これがそのパーセントが横に書いてございまして、これは五・〇三八とございまして、これは五・〇五八の誤りでございまして、

で、ちよつと直して頂きたいと思ひます。その五・〇五八が共済掛金率でございまして、これが水稻について見ますと、その負担区分は下にございまして、その中二・七六一、これが農家の負担になつております。それから食糧特別会計、つまり国の一般会計で負担をいたしておりますものが二・二九七、かようなことになつております。同様に陸稻につきましても掛金率が一・六〇八〇の中農家の負担が一・八〇、麦につきましても二・二五二の中農家負担が一・一〇五、食糧特別会計が一・一四七、合計いたしますと百分比は農家負担が五三・六六、それから食糧特別会計、つまり国の負担区分が四六・三四、こういうふうになり成つておりますわけでありまして、それが別の資料の十七頁の方の共済事故の拡充と共済掛金率の増加、これを御覧頂きたいと思ひますが、今回は虫害、鳥獣害の入りまして関係で、二十四年度よりも増加をいたしております。二

十四年度の共済掛金率は水稻につきましては四・九二八でございまして、ものが二十五年度は、先程申しました五・〇五八、その倍率は一・〇二六、かように相成るわけでありまして、これの一・〇二六の倍率の中農家負担の区分の増加が大體五三・六六、かようなことに相成るわけでありまして、それから麦は二十四年度一・五〇八でございまして、ものが二十五年度は二・二五二、倍率は一・四九三と相成つております。それから陸稻は、これは二十四年度二十五年度ははずれも変りません。それから蚕繭につきましても二十四年度、二十五年度変りません。陸稻及び蚕繭の共済掛金率、これは従来共済が除かれず計算されております。従つてこれは増加しないのであります。その外のものについては区分されておりましたので、今回共済事項が追加されるに伴ひまして掛金率が上つて行つておる、さようなことに相成るわけでありまして、それで實際問題といたしまして、農家負担がどのくらい殖えるかということでありまして、これは一枚刷りのものを御覧頂きたいと思ひますが、水稻についての例を取つたのでありますが、農作物、水稻の共済事故を拡充いたします場合、農家負担の反当共済掛金がどうなるか。現在最高が大體反当二億八千二百二十二銭、最低が二億七千七百七十四銭、これは危険階級に応じていろいろ違つて来るわけでありまして、平均が九千四百六十六銭となつております。それが今度の掛金率の

結果改訂されますのが、最高が二億八千五百三十三銭、つまり二億八千一十一銭、反当り最高二億八千一十一銭の増加、それから最低は改訂の分が三億七千九十九銭、結局三億五十九銭殖える。平均いたしまして改訂いたしますと、九千六百六十四銭であります。大體二億五十八銭増殖です。かようなことに相成ります。

○委員長(楠見義男君) ついでに今までの共済掛金と、それから支拂金額との関係を……

○政府委員(藤田巖君) 農災災害補償制度が実施されてからの共済金の支拂い状況等を御説明申し上げます。農災災害補償制度のあらましというものがあります。その十頁から書いてあるわけでありまして、昭和二十二年の水稲から遡及適用されたわけでありまして、先づ昭和二十二年の水稲につきまして申し上げますと、農家に支拂いたしました共済金総額が、これが丁度真中頃に書いてございまして、これが十八億四千九百九十九万六千一百一十に上つております。それに対して政府が負担をいたしました再保険金額、これが十億九千七百五十九万九千六百五十五に上つております。差引政府特別会計が不足金を生じております。六億一千万円、この年度におきましては不足を生じておりますので、これを日銀の方から借入れまして、補填をいたしましたわけでありまして、それでその次の二十三年度におきましては、麦でございまして、麦につきましては農家に支拂いたしました共済金総額が六億六千

八百三十万三千七百六十六円でございます。政府負担の再保険金が四億九千二百七十五万四千九百九十四円、政府特別会計のやはり不足金と相成りましたものが四億三千九百九十四円でございます。これもそのとき銀からの借入によりましてこれを補つたわけであります。それから昭和二十三年度の水稲でございますが、これは支拂共済金額が二十億二千二百五十一万一千八百三十四円でありまして、それに対して政府負担の再保険金が十億四百四十四万九千七百三十七円、やはり政府特別会計の不足金といたしまして六億六千万円、これがやはり不足金を生じております。こういうふうな初めから不足金が出ておりましたので、これをいづれも次々と借換えをいたしましてやつて参つておりますわけでありまして、それから陸稲につきましても支拂共済金額、これは一千二百十二万七千七百四十二円、これは政府負担の再保険金が百六十三万四千五百四十九円でございます。それから蚕繭共済及び家畜共済につきましても、それ〴〵その次に書いてございますように、この方面については大した問題もなく進んでおります。それから二十四年度でございますが、昭和二十四年度の水稲におきましては、この資料では見込となつておりますが、昭和二十四年度の麦類につきましては農家に支拂共済金の総額見込が二十億とありますが、これは十八億七千九百三十六万四千円、政府負担金の再保険金の見込が三億四千九百一十萬円でありまして、政府不足金が十一億五千五百萬円、かようなことに相成つております。次に二十四年度の水稲の支拂金でありますが、これが政府の支拂金の共済金の見

込額が大体五十三億八千七百九十六萬円でありまして、それから政府の負担金が二十六億九千四百八十八萬八千四百円あります。次に政府の現在の手持保険金を調べて見ますと大体四億見当不足金を生じます。約二十三億程度の手持保険金があるわけでございまして、これだけでは二十六億九千万円の再保険金の支拂いのできませんので、四億ばかり不足が生じます。これにつきましましては大蔵省ともいろいろ相談をいたしまして、一時損害額を確定いたしましたので、現在大体手持の保険金は即座にこれを支拂う、そうして残りの不足の分につきましては、二十五年年度の繰越によつてこれを支拂うと、かように考へております。尙五十三億八千七百九十六萬円の支拂共済金の中、共済組合連合会が支拂わなければならぬところの保険金額が約二十六億ございまして、これも約八億四千万程度の不足金を生ずる実情でございます。これにつきましましては取敢ず農林中金に對しまして、この一時融資をお願いしておるわけでありまして、ただこの融資によつて、それを借入れる保険金の支拂に事欠かさないように迅速にやりたいということに進んでおります。大体そういうふうなことでございまして、尙詳細のところは又御質問がございすれば、保険課長から御説明申し上げます。

○委員長(橋見義男君) 二つの案件について一つ〴〵やるのが順序かと思ひますが、併し一括してやる方が関連性のあることも多いと思ひますが、どうしましうか、一括して……。(「一括」と呼ぶ者あり)では一括して御質疑を頂くことにいたします。

○羽生三七君 別に大したお尋ねではないのですが、字句でちよつとお尋ねしたいのですけれども、ここに蚕の兒と書いて蚕兒ですね、これは幼齡の蚕のことを言うのですか、蚕という意味で蚕兒と書いたのですか。

○政府委員(藤田巖君) これは蚕のことでございまして。

○羽生三七君 それから続いてその場合に蚕の風水害ということとは……、桑葉の風水害ということとは分りますが、蚕の風水害というのは、家が風水害で壊れた、その中にいたものが被害を蒙つた、こういうことでございまして。

○政府委員(藤田巖君) その通りであります。

○北村一男君 この法案が提案されましたとき、これは誠に結構な制度でありますけれども、丁度国民健康保険がアメリカから非常に褒められておる制度に拘らず、なか〴〵うまく行つておらんのだが、私も誠に結構な趣旨には反対する理由はないものではないのでありますけれども、そういうことにならぬかということ、當時念を押してお尋ねしたのであります。が、他の府県は知りませんが、單作地帯に参りますと、もうその掛金について非常な悲鳴を擧げて参つておることは、局長も或いはお耳に入つておるかも知れんと思ひのであります。そこでこれは前にも希望があつたのであります。この共済掛金でなしに米を以て物納するといふことを、今一遍真剣にお取上げ下さつて、この制度を存続させるということ、お考えになる御意向があるかどうか、これは誠に農村の、特に米作地帯では非常に希望しておるところでありますから、若し今までお考えなかつ

たとしたならば、今後こういうことをお考えになる余地があるかどうかといふことを一つお示し願ひたいと思ひます。

○政府委員(藤田巖君) 保険掛金を現物納する問題でございますが、この問題の一つの難点は、その現物が納められた場合の価格をどう見るか、それを一般の価格で見るとか、或いは超過供出のときの二倍価格に見るとか、そこが問題になつておるわけであります。そうして又希望が出ております点は、つまり掛金として納めます場合には、超過供出の二倍価格で供出完了の如何を問はず、これが引取られるような措置を講じて貰ひたい、これが狙いであらうと思つております。その点につきましてもいろいろ研究をいたしておるわけでありまして、食糧庁におきましても考究をいたしておりますが、若干難点があるようでありまして、私共といたしましては、何とかこの趣旨が達成されるようになりうまい方法がないものかといふことで、いろいろ食糧庁ともお話をし、又大蔵當局ともやつておるわけでありまして、その通りの形では私は非常にむづかしいと思ひます。実質上單作地帯の対策の一つといたしまして、何とか農家の負担軽減の趣旨に副うような解決ができないかということと考えております。

○山崎恒君 補償制度の問題に絡んで家畜の問題であります。が、家畜保険の政府支拂が非常に遅れておる。これは定款ではそれ〴〵家畜保険の支拂は二週間乃至は二十日と心得ておりますが、二十日以内には支拂うことになつております。ところが地方においてはそれ〴〵定款の規定によつて支拂をし

ておるのであります。が、政府の支拂が非常に遅れておるといふ点があるが、この問題はどうか。又その支拂が遅延しておる額は凡そどのくらいであるか、定めし数字の上で恐らく地方からそれ〴〵政府へ上つて来ておるので、数字的に統計が出ておると心得ております。が、その数字。又凡そ現在まで政府が当然支拂わなければならぬ期日以後に支拂を怠つておるもの、どのくらいあるか。又若し政府がそれを怠つたとしたならば、それ〴〵地方の保険組合は支拂つておるので、政府は遅延したところの延滞利子を附加して地方に交付する意思があるかどうか。そうした問題を一つお尋ねしたいのであります。

○委員長(橋見義男君) 御了承を頂きまして、説明員から説明をすることにいたします。

○説明員(庄野五一郎君) 二十四年度の家畜共済につきましては、御承知のように昨年の臨時国会に、新加入の總會の決議によりまして義務加入にする、そうしてその決議をやりました組合については、料率を引下げて行く、そういうような措置を講じましたことと、それからその後の国会で同じく義務加入いたしました牛馬につきましては、指定掛金の二分之一を国庫において補助すると、こういうような法律改正が三回ありまして、手続的に計算が、非常に料率変更をやるとか或いは国庫負担を支出するといふ面で非常に遅れまして、二十四年度につきましては国の再保険金も遅延いたしております。現在のところ各県から帳簿を東京に持つて来まして、我々と一緒にその整理を毎日やつておるわけでありまし

て、年度内には早急に支拂いたいという考で整理中でございます。大體の予定といたしまして事故頭数は約二万頭ありまして、政府の支拂分といたしましては二億千四百万程度が見込まれておると考えております。

○山崎恒君、今保険課長の御意見では二億四支拂う金があつて、年度内中には支拂いたいというのですが、この二億四はそれ／＼各府県なり或いは町村なりの組合が当然支拂つておるのでありまして、当然これはもう政府の代拂をしてるのであるから、政府は建前上利子を当然支拂うべきであらうと思ひますが、その利子を支拂う意思があるかどうか、その点一つお尋ねしたい。

○説明員(庄野五一郎君) 現在のとこる予算の中に遅延利子というものが見込まれておりませんので、予算上の措置といたしましては支拂われない建前になっております。

○羽生三十七君 もう一つの方の農業災害補償法第一二條第三項の規定の適用を除外する法律の一部を改正する法律案の方ですが、これはこの前の提案の時に問題になつたことですけれども、臨時立法でこういう形を取つて、毎年こういう形の提出をしておるわけですが、これを恒久立法にして、毎年こういう提出形式を取られるということとを止められるという御意思はありますか。

○政府委員(藤田巖君) 災害補償制度の本来の建前は農家負担と、それから一部は消費者負担と、こういうふうな考え方でありまして、それを消費者価格に織込んで行くという考え方になつておりまして、暫定的、暫定的で

一般会計から繰入れまして、国が負担する、こういうわけでありまして。併しながら尙果してどちらがいいか、将来とも一般会計で負担するのがいいのであるか、或いは又消費者価格に転嫁させて、そして負担するのがいいか、その根本問題について私共尙検討の余地があるかと、かように考えております。

これは将来の問題として十分なる研究をいたして行きたい。差当りのところはやはり昨年以來引続き暫定的な措置として提案いたしておりますようなやり方で進みたい、かように考えております。

○羽生三十七君 お話のことはこの前の審議の過程にもあつたことで、保険という建前で、受益者負担が一部織込まれるということとは、必ずしも原則的に規定するということではないのでありますが、要するに保険から災害補償法という名前に転化しておると建前からでも、消費者負担はいけないのだ、それを消費者価格に織込んできた建前は間違つておるといふ意見が相当強く反映して、この臨時立法ができた

と我々は解しておるので、御意見が中にも二つあるように考えられますけれども、私は自分が申上げた方の意見を中心に、少くとも今後臨時立法的なものではないに、恒久立法的なものに組織えられたいことを希望するのであります。

○委員長(橋見義男君) 今の点は私も申上げますが、農政局長も保険課長も災害補償法ができた後で、現在の職にお就きになつたので、補償制定当時のことはよく御承知でないのではありませんが、補償法制定のころ第一国会において、羽生さんからお話があつたこ

とは、この委員会としては随分もんだのであります。本来補償法という看板を掲げた以上は、これは国家的に又社会政策的にそういう観点を十分に加味したものでなければならぬのであります。そこで現行法の十二條第三項というものは、一体方針としてこれが正しい方針か、或いは差当り国家財政の観点から万止むを得ず消費者に負担させておるのか。その点について随分突つ込んだ議論があつたのです。その結論はまる／＼はつきりはいたしませんけれども、八、九まではとにかく国家財政の状況から見ても止むを得ないので、消費者に負担して貰うのだ、こういうふうな考え方が強かつたのであります。その考え方を政府当局から答弁もあつたのです。従つて将来の恒久的立法としてお考えになる場合は、この法律については、第一国会以來殆んど毎国会ごとに改正法案が出ておりますが、初めからの速記録等検討して、將來行われる場合の参考にして貰いたいと思ひます。

○山崎恒君 この保険金の支拂の問題であります。各府県の連合会はいずれもこれは保険金支拂に非常に苦しいのであります。先ず借入金がいずれも季節に借入をしなければならぬのであります。金銭の途ですが、現在中央銀行と地方銀行では借入の利率が二厘乃至三厘の間に最近あるというふうな情勢ですが、これを中央銀行が系統的に使われるのに、地方銀行の……二厘七厘乃至は二厘八厘で、最近地方銀行は二厘五厘乃至は二厘六厘くらいで融通しておるという情勢から考えて、何とかこの辺の手が打てないものかどうか。又予備金等の流用によつ

て保険金の一時支拂の貸付金の方に廻すことができないものかどうか。その辺一つ政府の意見をお聴きたい。こう思ふのであります。

○政府委員(藤田巖君) 御承知のように中金の金利というものは、いろいろ資金コストの方から考えて高くつくことに相成つております。従いましてやはり農林中金といたしましては、公定をいたしておきます金利でやる以外にちよつと方法はないんじやないかと思ひます。勿論中金全体の何と申しますか、運用上の問題につきまして工夫をすることか、或いは資金コスト全体を切下げることについて努力する必要があると思ひますが、現在については当分やはり公定金利によらざるを得ない。従つて一般の金利との差額というものについて、従来からもこれを何か、若しも中金で面倒を見なければならぬ国で見るとか、そういうことができないかというふうな御意見もあつたんですが、国自身これを見ろというところは困難な状況でありますので、その点は、ちよつと実問題としては……或いは県において財政が許しますならばお願ひいたしたいと思ひますが、全般的な対策といたしましては非常に困難かと思ひます。

○委員長(橋見義男君) 他にありませんか……ちよつと伺ひますが、さつき羽生さんの説に關連してのことなんでしょうが、例えばシャープ勧告等を見ても、災害復旧というものについて、これは勿論規模にもよりますが、国が全額負担するといふような方向が段々とつづきりして来たのです。災害補償法の問題についても、やはりそういう機運に

乗じてというか、即応したような考え方が当然私は起つていいのじやないか。そこで、一方そういう機運があるにも拘わらず、例えば虫害とか、鳥獣害があるという場合には、保険事務の拡充というのは結構だが、結局それは農民の負担等によつて賄うということとは、一般の災害復旧に關して正に今後採られんとする政府の施策と逆行するやうなふうにも実は思ふのであります。従つて、そういうふうな一般の災害復旧に對しての考え方が出た場合に、この農業災害補償法について同じやうな考え方が、政府部内、特に農林部内では考えられなかつたかどうか、又考えられたとすれば、どういふふうなそれが取上げられたか、そういう点一つ、参考のために伺つて置きたいと思ひます。

それから一つ、特別會計は、結局継続性のある特別會計ですから、今仮に特別會計が赤字でも、これは借入金で将来は保険収入で賄つて行くという建前になつておるのであります。一応現在の、昭和二十四年度で打切つたとした場合に、政府の、どうせこれは持出ししているのですから、政府がどれだけ持出ししておるか、即ち通常の再保険金額を拂うつもりで徴收しておる保険料ではどうせ足りないのだから、その間持出を……先程も奏、それから見込の水稲も入れて、大體政府がどれだけ持出ししているか、ということとは結局政府が国民にどれだけ金を出しておるかということに、逆に言えばなるのです。その金額を参考のために伺つて置きたいと思ふのであります。

○政府委員(藤田盛君) これは、農業災害補償制度に関係いたしましたので、まだ私日が浅いのでありまして、或いは、いろいろ御批判を仰がなければならぬ点があるかと思いますが、私の感じておることを率直に申上げて見たいと思います。

本来これは、今委員長からお話もございましたように、保険制度から、名前も農業災害補償制度と、こういうふうに変更したわけでありまして、従つて、そこに国家がこの制度について相当援助をするという建前が、当然私はあつて然るべきだと考えております。それで、先程からいろいろお話のございましたように、災害補償制度が開かれましてから、毎年々々不足金が出て来ておる、それを一時の借入でやりくりして来ておるわけです。これがどういう原因から来るかということになりまして、一つは保険料率の計算が、掛金率の計算が正しかつたかどうかという問題が一つあるのです。これは従来農林統計その他によりまして、いわゆる長期バランスというふうな考えから災害を算定して、この基礎ができて来ておる。そして料率は毎五年毎に改正して行く。そしてバランスを又変更して行く。こういう建前で進んでおるわけでありまして、ところが御承知の通り、最近是非常に災害が重つて来たということが一つの問題である。同時に又災害に対するプロパビリティ、推測の問題もあることである。従つて根本的な問題としては、やはり保険金、共済金を支拂うに必要なものを確保して、支拂に事欠かないように制度をやらなければならぬのであ

りますが、やはりこれは共済掛金率というもののついた、或る程度の検討を加へる必要があると思ひます。そうして共済掛金率についても或る程度の検討を加へ、そして本当に貼えないならば、これを貼ひ得るような掛金率に変更して行くべきだ。ただそのときに、その掛金の半分以上を農家が負担する、こういうことになつて来る。ところが農家は一方農家経営の面から言ひまして、おのずから負担に耐え得る限度がある。従つて私共は、掛金率は当然これは特別会計の收支のバランスを取るために上げて行かなければならぬが、その農家から要求するところの負担というものは、これは一定の限度に止めまして、その残りのものはこれはむしろ国が持つべきである。国がそれに対して負担する部分を更に大きく持つように、私共としては考えて行きたいというふうな思つております。そういうふうなことで、いろいろ研究はいたしておりまして、その一つの現れといたしまして考えましたのは、特別会計の一つの基金を持ちたい。長期バランスを考えます場合には、最近はこのように不足金が生じておりますけれども、ずつと長い眼でこれを考えます場合に、まだその不足金が生ずるとも言えない部分があるだろう。従つてこの基金がここにあるならば、それは仮に或る年度において非常な災害が大きいという場合にはその基金で拂う。そして災害が少い場合には、それが又基金として残るということもできるわけでありまして、そういう意味から、私共といたしましては、現状におきましては、やはり八十億程度の基金というものがここにあらねばならぬ、これは

は何とか倅いで行けるだろうというふうな見当を付けてまして、やはり八十億程度の基金を積立てるために、五年間に八十億を積みたというところで、それを年度割にいたしまして十九億、昭和二十五年年度の当初予算に要求いたしたのであります。併しながらこれは財政その他の事情によりまして、実現はできなかつたわけでありまして、その代り本予算に九億一千万円の金が、農業共済保険再保険特別会計の歳入不足金が生じます場合に、一般会計から繰入れすることができるといふ限度額というふうな意味合から、九億二千五百二十万六千円、この金が認められましたわけでありまして、私共といたしましては、従来の常識から考えれば、決してこれでは満足いたしておらないのでありまして、将来の問題といたしましては、やはりできる限りこの基金を持ちたいというふうな考えております。それで先程一般会計で持つべきか、或いは消費者者に転嫁すべきかというところでいろいろ御意見がございましたが、これはやはり私の感じといたしましては、国家財政が許しますならば、これは財政の事情であります。これは全部一般会計で持つこともこれは理想であり、我々もそれについて何ら異存はないわけでありまして、併しながら果してそういうふうなことが又許されるかということも、考えてみなければならぬわけでありまして、場合によりましては、消費者に転嫁し得る部分はこれを転嫁する、尙足らざる部分はこれをやはり一般会計で持つと、こういうふうな両建の、考え方もやつてみて、考えられることもあらうかと、要は、基金がはつきりし、

それから又国家の持つところの金というものが相当額できるということが一つの問題であります。それを作するためには、どういふふうな方法を講ずるか、これが現在の財政その他の事情からより容易であるか、より可能であるかというふうな問題から、私はこの問題を解決した方がよいのではないかと、さういふ見地で研究をいたしておるわけでありまして、それから二十四年度の災害に対して保険金の支拂をいたします結果、收支においてどれだけの不足が生じておるかというところでございますが、その点については保険課長から説明いたします。

○説明員(庄野五一郎君) 二十四年度につきましては、先程局長から御説明がございましたように、麦につきましては、非常に暖冬異変というふうな災害がありまして、当初不足金に充てる予定で予算にありました八億五千六十八万八千円、これを使いまして、尙四億四千六十六万三千円というものが補正予算で繰入れられて、現在のところ十二億九千三百三十五万一千円というものが特別会計の不足金の支拂財源として繰入れられております。尙水稻につきましては、御承知のように、台風が何回も来たので、それから西の方に吹きましては、高知を初め広島、或いは大分といったところに、「いもち」が非常に激発いたしましたので、先程局長から御説明いたしましたように、政府といたしましては、四億の不足が出ておるわけでありまして、これは二十五年に繰越して支拂うように措置したいと、こういうことになつております。

○委員長(楠見義男君) そうすると、仮に今年度で特別会計を打ち切つたという場合に、政府の持出の金というものは一体どうなるのですか。

○説明員(庄野五一郎君) 現在のところは、二十三年度の分がまだ特別会計の繰入金として債務を持つております。それが大体十億九千万円でありまして、これは二十二年度の水稻、麦について生じた不足金を、二十三年度の会計において、日銀から四億三千万円、大蔵省から六億六千万円、合せて十億九千万円借りた。これが特別会計の債務であります。それから二十四年度は、さつき申しました約十三億一一般会計から繰入れられております。尙この一般会計から繰入れられた分は、将来余裕が出たときには、一般会計に繰戻すと、こういうふうに法律では規定されております。

○委員長(楠見義男君) そうすると、結局特別会計を打ち切つたという場合を仮定しての話なんですが、二十三年度の十億と、二十四年度の十三億と、それから今年の水稻の四億と、大体二十七億が持出しと、こういうふうな考えでよいのですか。

○説明員(庄野五一郎君) そうです。その持出しに当る二十三億というものは、全体の保険支拂金額の何割くらいになりますか。

○説明員(庄野五一郎君) 後程計算いたしまして御報告いたします。

○羽生三七君 先程の私のお尋ねに関連して、委員長のいろいろお話がございましたが、又局長からもそれについて御説明がありましたけれども、要するにこの前のこの法律案の出たときに

問題になつたことは、本来消費者負担よりも国家で支拂うことが適当だとは思ふが、当面の財政上の立場から、止むを得ず消費者負担という考も織り込まれておるといふ意見が実は強かつたのであります。ところが、今度御承知のように食糧管理特別会計が、消費者負担として、大部分が一般会計で賄われるようになったわけなので、これは従来消費者が負担しておつたものをはずした代りに、一般会計で今度は実質上、農家は勿論一部負担いたしますが、大部分消費者が負担すると、こういう建前に変化したわけでありまして、そうでありまして、当然私はそういう建前から言つても、国家財政が負担するといふ原則がここに一つ出て来ておるのですから、こういう臨時立法という形式をいつまでも繰返すことは意味のないことだと、つまり実質上からも形式上からも意味のないことだと、こういうふうには私は考へておるのではありません。

それからさつきの委員長の御質問の点で、ちよつと私局長の御答弁で分らんことがあつたのですが、つまり、委員長のお尋ねは、シヤウブ勧告の精神から言つて、災害補償は国家が持つという建前に強くなつて来ているが、この場合これも同じ性質でないかと、これに對して、当局がこれと同じような考を持つて働かれたことがあるかといふお尋ねだつたと思うのですが、これは問題になつたことがあるのですか。

○政府委員(藤田巖君) これは例のシヤウブ勧告は、例えば土地の災害とか、いわゆる公共事業で従来見ておりますようなものについて、それは全額を国が持つべきであると、こういうふう

うなシヤウブ勧告だと私は存じております。その趣旨を更に徹底いたしますれば、やはりこういうふうな災害補償制度につきましても、ずつと押し進めますれば、むしろ国が全額国庫負担すると、こういうふうな議論まで来るだらうと思ひます。

○羽生三七君 来るのではなしに、そういうことが論議されたことがござい

○政府委員(藤田巖君) 私は、そこまですやうな勧告が含んでいられるかどうかということは、尙研究いたしたいと思つております。これはその時々々の財政の事情にもよることでありまして、先程申しましたように、極力国の持つべき部分を多くすると、農家からの負担は農家経営に支障なき程度に止める、この原則は飽くまでも主張して行きたいと、こういうふうには思つております。

○委員長(橋見義男君) 私の言つたのは、こういう意味なんですよ。シヤウブ勧告があつたに於いては、とにかく災害補償制度の担当局課として、常に農家の負担軽減といふことを心掛けておられる当局者としては、そういう客観情勢に直ちに乘つたつて問題とせられるだけのことがあつたのじやないか、若しあつたら、どういふ経過であつたかといふことを伺つておるのです。そういう意味なんですよ。

○山崎恒君 今度の改正案の骨子は、都道府県知事に、共済組合連合会に對する業務報告を徴収する、会計検査等の監督上の権限を加えるといふのが骨子であります。各府県のそれ／＼災害の監督をしている職員が、果してこ

力のない者が各府県におつて、やたらに権限を振り廻すといふことがないかどうか、そうした点を慎むるのであります。地方の各府県に在るところの、災害に關係あるところの、この種の指導に當つておられる人達の教育その他の方面について、何か政府は考へておられるかどうか、そうした点について一つお尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(藤田巖君) 共済組合連合会について特に農林大臣の外、都道府県知事にも一定の事項について監督の権限を持たせましたのは、共済組合の共済事業が円滑に実施され、又共済組合なり共済組合連合会が健全に発達して行くためには、實際問題といたしまして、やはり都道府県知事において相当積極的にこれを指導し、又い／＼協力をして貰う面が多いわけでありまして、それが従来は主務大臣が監督権限があるといふことになっておりました結果、ともすれば都道府県はもう構わな

い、連合会が主務大臣が監督するのだからどうでもいいといふことでありましてはうまい行かないといふこととか、むしろもつと積極的に連合会に對する面倒も見、い／＼の協力をするという意味合から、もう一つは、そういうような態勢を取ることによつて、連合会の事業内容も亦はつきりし、改善されるということが期待される。延いては信用もよくなる、共済事業も円滑に進むといふような効果を私は狙つております。決して徒らに官僚が分らずに連合会の内部に立入つて、とやかく小さいことを突つき廻すといふような趣旨ではないのであります。その意味において、お話のようにこれを

やります職員は指導或いは啓蒙の面もあるであらう。こういう点は十分私共も機会あるごとにその点を話しておるわけでありまして、尙専任職員にその趣旨が徹底いたしますように、今後とも努めて参りたい、かように考へております。

○山崎恒君 この種の事業の発展を期するのには、問題は指導者の熱の如何であるのであります。特に只今局長からおつしやるように、地方庁が密接に連絡することを必要とすることは、私共希望しておるのであります。このために地方庁が連合会等に対する検査等の権限も付與されるのであるの

で、地方の連合会に對して、地方庁が相當の予算的の援助を與えるような方向に、政府から地方庁に對する指令等を出して、そして連合会等に対する予算的の援助の方法等の措置を考へる方法が考へられていられるかどうか、そうした点を一応お尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(藤田巖君) 現在も共済組合の指導に従事いたします県の職員につきましては、農林省におきまして助成をいたしております。そういうふうな、国が、尙県がいろいろの仕事をいたします上に必要な経費等については、今後とも財政の許す限りこれを要求いたしまして充實をして行きたい、かように考へております。

○委員長(橋見義男君) ちよつと私から伺ひますが、農作物共済に今度虫害と鳥獣害を加えたのであります。虫害、鳥獣害の種類、被害率算定の基礎、こういうものをちよつと伺ひたいと思ひます。それが一つと、もう一つは、この「農業災害補償制度のあらま

し」にも書いてあるように、この制度は進んで災害を予防し、防止し、損害を軽減せしむることを目的として、消極的な保険制度の外に、こういうような積極的な施設を講ずるのが目的だと書いてあるのですが、災害補償制度の見地から、この予防、防止等の措置を採つておられる実情を、この機会に説明して置いて頂きたいと思ひます。

○説明員(庄野五一郎君) 農作物の害虫の種類をいたしましては、水稻につきまして現在のところ最も被害の大きいのは、「うんか」でありまして、「うんか」はこれを「夏うんか」「秋うんか」に分けて、「うんか」それから「三化螟虫」「あわよと」「えびがに」「くろかめむし」「どろおびむし」「いねつとむし」それから「よぶのめが」「あおむし」が大体水稻についての害虫でございまして、それから麦類につきましては、「とびむし」とどき、「きりうじ」、これを予定しております。

それから災害の防除についてでございますが、私達といたしましては、この災害事故を未然に防止して、保険金の支拂を成るべく減少して、農家の食糧増産に資するといふことが、これは保険運営の建前から申しまして、保険金の支拂といふことと災害の防除といふことは、車の両輪のようなものでございまして、制度実施以來、災害防除といふことに非常に強く団体を指導してお願ひして来ているわけでありまして、特に災害防除の中でも、病虫害の防除といふことは、経済的な面から非常にたやすくやれまして、その効果が大きいのでございまして、特に災害防除の重点は病虫害防除という点

に置きまして団体を指導してあります。その結果、団体におきましては、動力噴霧器の導入、或いはダスターの導入、それから煙霧器の導入というものが昨年、一昨年頃から非常に活潑になりました。現在、昨年の「いもち」の激発ということと一緒に、非常に動力噴霧器が導入されまして、共同防除が水田或いは麦畑というようなものに、組織的にかかるように、共済団体の手で非常に活潑になつて参りました。それで現在のところ、動力噴霧器の団体設置数が約二千五百台を超えておりまして、三千台近くになつておると思つております。これは大体団体の事業資金の中から出ておるのであります。政府からは余り補助金は出ておりません。ただ家畜共済につきましては、国家施設といまして、共済団体に家畜診療所一千ヶ所を補助金を出してやつておりますが、二十五年で一応一千ヶ所の予定が終りますので、その後は何か別の方法で、そういうような家畜診療の面から家畜の災害の予防をやつて行きたいと、こう考えております。

○委員長(楠見義男君) これらの予備審査の案件でありますけれども、衆議院の方は委員会が上がりまして、恐らく明日本会議で可決されることと想像されるので、その方が決定をして本付託になりますれば、大体余り日にちを置かずに、こちらの方も上げたいと思ひますので、これだけ……勿論本審査の際における質疑は別といたしまして、予備審査の質疑としては大体本日一応終了して置いて頂きたいと思ひますので、皆さん大変お疲れのところ誠に恐縮でありますけれども、どうぞお

続け頂きたいと思ひます。(簡單だ、この法律は「異議なしだ」と呼ぶ者あり)

○委員長(楠見義男君) それでは本日はこの程度で散会いたします。次会は来週の火曜日に開きます。

午後四時二分散会

出席者は左の通り。

委員長 楠見 義男君
理事 羽生 三七君
池田 宇右衛門君
藤野 繁雄君

委員 門田 定藏君
北村 一男君
柴田 政次君
深水 六郎君
鈴木 順一君
加賀 操君
山崎 恒君

政府委員

農林政務次官 坂本 実君
農林事務官(農政局長) 藤田 巖君

説明員

農林事務官 庄野 五一郎君
(農政局農
業保険課長)